

經濟協力開発機構条約(抄)

[O E C D 条約]

作成 一九六〇年一二月一四日(パリ)
効力発生 一九六一年九月三〇日
日本国 一九六四年四月二八日(同年四月二七日国會承認、
当事国 三〇 四月二八日加入書寄託、同日公布・条約七号)

(締約政府名略)
経済的な力及び繁栄が国際連合の目的の達成、個人の自由の擁護及び一般的福祉の増進のため不可欠なものであることを考慮し、これらの国が、相互の間で発展した協力関係の伝統を強化することにより、最も効果的に前記の目標に向かつて前進することができることを信じ、
歐州経済機構へのこれらの国の参加が大きく貢献した歐州の経済的な復興及び進歩により、前記の伝統の強化並びに新たなる任務及び一層広い目的のための前記の伝統の活用が可能であると、
いう新たな見とおしが開かれたことを認め、並
一層広い協力が世界の諸国民の間の平和的かつ協調的な関係に重要な貢献をすることを確信し、
これらの国の経済の相互依存関係が増大してゐることを認め、並
びにその国民の経済的及び社会的な福祉を向上するためこれら
の国が、相互の間でより高度の成長を促進するため、並
びにその国民の経済的及び社会的な福祉を向上するためにこれら
の国が、相互の間でより高度の成長を促進するため、並
るため協力しなければならないことを信じ、
世界の貿易の今後の拡大が諸国間の経済的発展及び国際的経済関係の改善を助ける最も重要な他の国際的機関若しくは制度におけるこれらの国が参加している協定に基づくこれらの国が、各自の事務に適合する方法によつて前記の目的を達成することを決意して、

歐州経済協力機構を経済協力開発機構に改組するため、次のとおり協定した。

- 第一条【目的】** 経済協力開発機構(以下「機構」という。)の目的は、
次のこととを意図した政策を推進することにある。
加盟国において、財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上を達成し、もつて世界の経済の発展に貢献すること。
経済的発展の途上にある加盟国及び非加盟国間の経済の健全な拡大に貢献すること。
国際的義務の従つて、世界の貿易の多角的かつ無差別的な拡大に貢献すること。
個々の投票権を有する。
加盟国は、第一条の諸目的を達成するため、次のことに同意する。
第二条【活動】 加盟国は、
(a) 個個に、及び共同して、自國の経済的資源の効果的利用を促進すること。
(b) 科学及び技術の分野において、個個に、及び共同して、自國の資源の開発を促進し、研究を奨励し、かつ、職業訓練を促進すること。
(c) 經済の成長並びに国際的及び対外的な財政金融上の安定を達成し、かつ、自國又は他国間の経済を危うくするおそれがある事態を回避することを意図した政策を、個個に、及び共同して実施すること。
(d) 貨物及び役務の交換並びに経常的支払に対する障害を軽減し又は除去し、かつ、資本移動の自由化を維持拡大するための努力を、個個に、及び共同して、継続すること。
第七条【理事会】すべての加盟国で構成する理事会をもつてすべての機関の文書の源である機関とする。理事会の会議は、大臣会議は常駐代表会議とする。理事会の会議は、毎年、大臣会議を主宰する議長一人及び副議長二人を指名する。議長は、最初の任期に統く一年について重ねて指名されることができる。
- 第六条【表決】** 1 決定及び勧告は、機関が特別の場合につき全会一致で別段の定めをしない限り、すべての加盟国間の間の合意によつて行なわれる。
2 各加盟国は、一個の投票権を有する。いずれかの加盟国が決定又は勧告について棄権した場合には、その棄権は、当該決定又は勧告の成立を妨げるものではなく、当該決定又は勧告は、棄権した加盟国以外の加盟国に適用される。
3 いかなる決定も、いずれかの加盟国がその憲法上の手続の要件を満たすまでは、当該加盟国を拘束しない。その他の加盟国は、当該決定が相互の間で暫定的に適用されることを合意することができる。
- 第八条【大臣会議】** 理事会は、毎年、大臣会議を主宰する議長一人及び副議長二人を指名する。議長は、最初の任期に統く一年について重ねて指名されることができる。
- 第九条【執行委員会と補助機関】** (略)
- 第一〇条【事務総長】** 1 理事会は、理事会に対し責任を有する事務総長一人を五年の任期で任命する。事務総長は、その勧告に従つて理事会によって補佐される。
2 事務総長は、常駐代表会議である場合の理事会の会議を主宰する。事務総長は、すべての適当な方法で理事会を補佐するものとし、また、理事会その他の機関に對して提案を行なうことができる。
- 第一一条【職員】** 1 事務総長は、理事会が承認した組織計画に従つて、機関の運営に必要な職員を任命する。職員規則は、理事会の承認を受けるものとする。
機関の國際的性格に照らし、事務総長、事務次長、事務長補佐及び職員は、いずれの加盟国又は機関外のいかなる政府若しくは當局からの指示をも求め又は受けはならない。
- 第二条【非加盟国との関係】** (略)

- 第三条【情報交換等の協力】** (略)
- 第四条【加盟国】** (略)
- 第五条【機関の権限】** 機構は、その目的を達成するため、次のことを行なうことができる。
別段の規定がある場合を除きすべての加盟国を拘束する決



第一三條 [歐州共同体の代表権] (略)

第一四条 [効力発生] (略)

(機構の改組)

歐州經濟協力機構の改組は、この条約が効力を生じた時に効力を生じ、歐州經濟協力機構の目的、機関、権能及び名称は、その時からこの条約に定めるところのものとなるものとする。歐州經濟協力機構が有する法人格は、機構に引き継がれる。ただし、歐州經濟協力機構の決定、勧告及び決議は、この条約が効力を生じた後も有効であるためには、理事会の承認を受けるものとする。

第六条 [新規加盟] 理事会は、加盟国の義務を受諾する用意があるいかなる政府に対しても、この条約に加入するよう招請することを決定することができる。その決定は、全会一致で行なうものとする。ただし、理事会は、特定の場合に、全会一致で、その決定は第六条の規定にかかわらず、すべての加盟国に適用される。加入は、寄託國政府への加入書の寄託の時に効力を生ずる。

第七条 [脱退] (略)

(本部)

(略)

第八条 [特権と免除] (略)

(略)

第九条 [財政] (略)

(略)

第二〇条 [批准書等の通知] (略)

(略)

(末文および署名略)

經濟協力開発機構条約に附屬する第一補足議定書

(略)

